

身体障害者療護施設 通所型の設置及び運営について

平成13年8月21日 障発第369号
厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長

標記について、別紙「身体障害者療護施設通所型設置運営要綱」により実施することとし、平成13年4月1日から適用することとしたので通知する。

なお、平成12年6月13日障第463号各都道府県知

事、指定都市市長及び中核市市長あて厚生省大臣官房障害保健福祉部長通知「身体障害者療護施設通所型の設置及び運営について」は廃止する。

[別紙]

身体障害者療護施設通所型設置運営要綱

1 目的

身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第30条の身体障害者療護施設の入所待機者又は入所者について、身体障害者療護施設等への通所利用を推進することにより、在宅生活の継続又は移行を促進することを目的とする。

2 設置経営主体

設置経営主体は、地方公共団体又は社会福祉法人とする。

3 実施施設

実施施設は、以下の施設（以下「療護施設等」という）とする。

肢体不自由者更生施設、視覚障害者更生施設、聴覚・言語障害者更生施設、内部障害者更生施設、重度身体障害者更生援護施設、身体障害者

療護施設、身体障害者授産施設、重度身体障害者授産施設及び身体障害者通所授産施設

4 施設類型及び定員

(1) A型

A型は、療護施設等と同一敷地内に併設又は合築して実施するものとし、定員は5人以上20人以内とする。

(2) B型

B型は、療護施設等においてその施設を利用して実施するものとし、定員は5人未満でかつ施設運営に支障のない程度の人数とする。

5 対象者

身体障害者療護施設入所待機者又は入所者のうち、療護施設等の通所利用と家族の介護等により、在宅生活の継続又は移行が可能となる者とする。

6 設 備

(1) A型

A型は、通所利用に必要な休養室、便所等を設けることとする。

ただし、浴室、厨房等の設備については療護施設等の既存の設備を利用して差し支えないこと。なお、その際の設備は、入浴や機能回復訓練等を実施するに当たって通所利用者の処遇に支障がないものであること。

(2) B型

B型は、療護施設等の既存の設備を利用するものとする。

ただし、入所者に支障がないよう配慮するとともに、設備は、入浴や機能回復訓練等を実施するに当たって通所利用者の処遇に支障がないものであること。

7 職 員

(1) A型

A型には、次の職員を置くものとする。

ア 看護婦 イ 介護職員 ウ 運転手

(2) B型

B型には、介護職員を1名以上置くものとする。

なお、身体障害者授産施設、重度身体障害者授産施設及び身体障害者通所授産施設に併設又は合築して実施する場合及びその施設を利用して実施する場合は、理学療法士を置くものとする。